

生活困窮者自立支援制度に係る任意事業の取組要請について

1 要請事項

子どもの貧困は、社会全体で取り組むべき非常に重要な課題であることから、貴市（町）における子どもの学習支援事業を含む生活困窮者自立支援制度の任意事業の積極的な実施をお願いしたい。

2 要請の状況

	市 町	市町の対応者	県の要請者
10月 3日	南さつま市	副市長 福祉課長等	子育て・高齢者支援総括監 子育て支援課長 社会福祉課地域福祉係長
	南九州市	市長 福祉課生活支援係長	
	枕崎市	市長 福祉課長兼福祉事務所長	
	指宿市	市長 健康福祉部長 地域福祉課長	
10月10日	いちき串木野市	市長 福祉課長兼福祉事務所長	子育て・高齢者支援総括監 子育て支援課長補佐 社会福祉課長補佐
	日置市	副市長 福祉課長兼福祉事務所長	
10月16日	霧島市	市長 子育て支援課長	子育て・高齢者支援総括監 子育て支援課長 社会福祉課地域福祉係長
10月25日	曾於市	副市長 福祉事務所長	子育て・高齢者支援総括監 子育て支援課長補佐 社会福祉課地域福祉係長
	垂水市	副市長 福祉課長兼福祉事務所長	
	鹿屋市	副市長 保健福祉部長 福祉政策課長	
10月29日	阿久根市	副市長 福祉課長	子育て・高齢者支援総括監 子育て支援課長 社会福祉課地域福祉係長
	長島町	副町長 福祉事務所長	
	出水市	市長 福祉課長	
	伊佐市	市長 子ども課長 福祉課長	

3 要請結果

各市町いずれも生活困窮者自立支援制度の任意事業の必要性を認識しており、地域の実情や財政状況を勘案しながら取り組みたいとのことで、一部では、来年度から具体的に取り組むとの意向が示された。

生活困窮者自立支援制度の任意事業の取組について

1 要請事項

子どもの貧困は、社会全体で取り組むべき非常に重要な課題であることから、貴市における子どもの学習支援事業を含む生活困窮者自立支援制度の任意事業の積極的な実施をお願いしたい。

2 背景・経緯

- (1) かがしま子ども調査の実施（平成29年1月）
子どもの生活状況や家庭の経済状況を把握し、今後の子育て支援に生かすことを目的として実施。
〔調査の結果、検討すべき施策の方向性〕
 - ア 低所得世帯が利用できる学習機会の確保
 - イ 低所得世帯の保護者、特にひとり親の就労機会の確保
 - ウ 低所得世帯の医療機関の受診機会の確保
 - エ 低所得世帯の自立を促す機会の確保
- (2) 子どもの生活支援対策部会の設置（平成29年8月）
県子ども・子育て支援会議に同部会を設置。これまでに3回開催し、子どもの貧困対策を含めた生活支援対策について議論を行っている。
- (3) かがしま子ども調査対策事業の実施（平成29年10月～11月）
「かがしま子ども調査」の結果を踏まえ、子どもの貧困対策を含めた生活支援対策の必要性などについて、市町村の首長等に説明。
〔事業内容〕
 - ア かがしま子ども調査結果及び施策の方向性の説明
 - イ 生活困窮者自立支援制度に係る任意事業の取組の要請
 - ウ 子どもの医療費助成に係る新たな制度（案）の説明
 - エ 子どもの生活支援対策に係るセミナーの実施

3 要請の理由

- (1) 県の取組
生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、包括的な支援を実施する国の生活困窮者自立支援制度の仕組みの中で、子どもの学習支援を含む任意事業に取り組む市町を増やすことにより、子どもの貧困対策を含めた子育て支援の更なる充実を図ることとしている。
- (2) 国の取組
生活困窮者自立支援法の改正（平成30年10月1日施行）
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設（平成33年度まで）
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率の引き上げ（1／2→2／3）

生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日施行

■ 制度の理念

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、包括的な支援を実施

- ・生活困窮者の課題は多様で複合的であり「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応

包括的な相談支援

★ 自立相談支援事業 【必須】

国庫負担3/4

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

本人の状況に応じた支援

再就職のために居住の確保が必要な者

★ 住居確保給付金の支給 【必須】

国庫負担3/4

・就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた準備が必要な者

◆ 就労準備支援事業 【任意】

国庫負担2/3

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆ 一時生活支援事業 【任意】

国庫負担2/3

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

家計から生活再建を考える者

◆ 家計改善(相談)支援事業 【任意】

国庫負担1/2

・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)

貧困の連鎖防止

◆ 子どもの学習支援事業 【任意】

国庫負担1/2

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

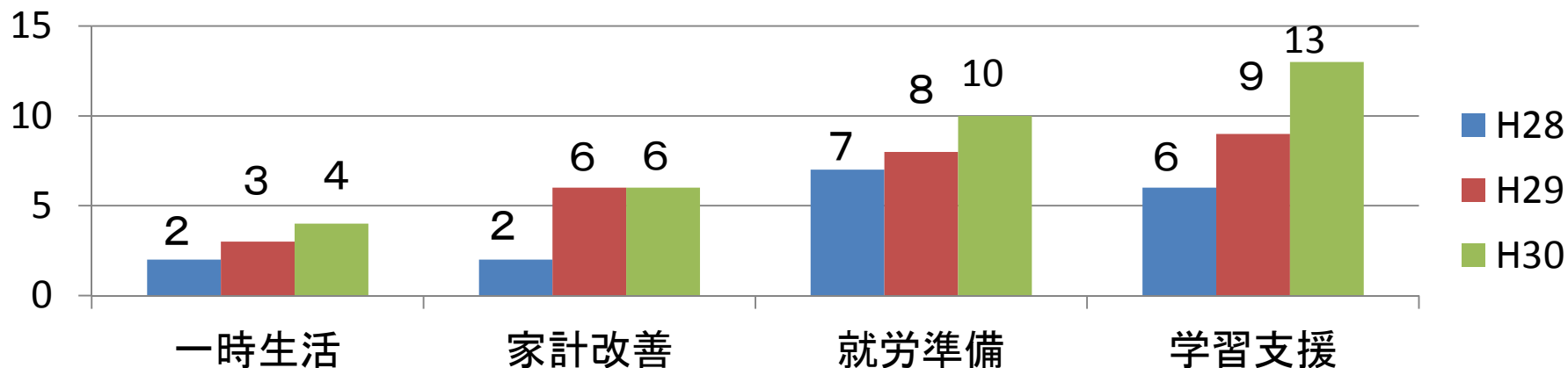
※生活困窮者自立支援法の改正(主な内容)

平成30年10月1日施行

- ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務が創設された(平成33年度まで)
- ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率が上げられた(1/2 → 2/3)

平成28～30年度の任意事業の取組状況(推移)

実施主体数



平成30年度の任意事業の取組状況

平成30年6月1日現在

実施主体	鹿児島県	鹿児島市	鹿屋市	枕崎市	阿久根市	出水市	指宿市	西之表市	垂水市	薩摩川内市	日置市	曾於市	霧島市	いちき串木野市	南さつま市	志布志市	奄美市	南九州市	伊佐市	始良市	長島町	屋久島町	計	対前年度増減	当該年度割合
	任意事業	○		○			◎											○						4	1
一時生活支援事業	○							○		○							○						6	0	27%
家計改善(相談)支援事業	○	○	○			◎		○		○	○						◎			○			10	2	45%
就労準備支援事業	○	○			◎				○	○	○	○	○	◎		◎	○			◎	○		13	4	59%
子どもの学習支援事業																									

※平成30年度から実施している事業は◎で表示

始良市の取組

○就労準備支援事業

- ・料理教室を開講し、管理栄養士が講師となり、食生活の改善を兼ねた指導を行っている。また、不登校の中学生等も受け入れて居場所づくりを行っている。
- ・パソコン講座を開講し、WordやExcel等の基礎的な操作方法を指導している。
- ・配送センターや高齢者施設等で3日～5日間程度の職場体験を実施し、平成29年度には2名を体験先の就労に結びつけている。

○家計改善(相談)支援事業

- ・ファイナンシャルプランナーの資格を持った社協職員がおり、家計管理セミナーを実施している。
- ・判断能力が不十分な方がおられるので、福祉サービス利用支援事業の福祉サービスの利用手続支援や金銭管理支援も活用しながら、生活福祉資金の貸付事業も行っている。
- ・消費生活センター、弁護士、法テラスと連携し、債務整理を行っている。
- ・家計バランスのとれていない相談者に対してはプランを作成しきめ細かな支援を実施している。

○子どもの学習支援事業

- ・毎週土曜日10時から15時まで実施。長期休み期間は月曜日から土曜日まで、10時から15時まで実施。
- ・宿題や問題集を使った自習を基本とし、進路等に関するアドバイスを実施。
- ・集合型、訪問型、出張型の3類型で実施し、交流会等のイベントを絡めて子どもの居場所づくりに努めている。
- ・市内に住所を有する児童扶養手当の対象児童又はそれと同等の状況にあると認められる生活困窮世帯の児童等を対象としている。
- ・児童手当の受給対象となる全世帯に現況届案内時にチラシを送付。生活保護世帯、準要保護世帯の担当課とスクールソーシャルワーカーによる個別案内を実施。また、学校を通じて全児童・生徒に案内を実施。
- ・大学生、ボランティア、民生委員児童委員、母子寡婦福祉会、社協職員等が支援者として協力している。

薩摩川内市の取組

○就労準備支援事業

- ・就活準備セミナーを実施し、関係機関に広く周知を行うことで、関係機関を含めた相談者の増加に結びつけている。
- ・就活準備セミナーでは、一日の生活時間の使い方、身だしなみ、言葉遣い等の基本マナーや、コミュニケーションの取り方、仕事の探し方等を講義している。

○家計改善(相談)支援事業

- ・相談内容の中では最も家計相談が多いが、お金のことを聞くと嫌がる相談者もいるため、相談が途切れてしまわないように、相談者に対し2名の支援員が役割分担をしながら、工夫をした対応をしている。
- ・税金滞納者が税務課等で分納相談をする際には、相談員が必ず同行支援を行っている。

○子どもの学習支援事業

- ・戸別訪問により、児童生徒の苦手教科を中心に学習。目安として、2教科の場合90分、1教科の場合60分。
- ・離島については、テレビ会議システムを利用し実施。
- ・市内に在住する小学生から高校生までを対象としている。
- ・応募チラシ等を教育委員会、社会福祉協議会、基幹支援センター等に配布し、対象者を限定せずに募集をしている。
- ・社協職員が支援者として協力している。

(参考)平成29年度任意事業実績

○ 福祉事務所を設置している市の事業費の平均値

※鹿児島市(中核市)を除く

・就労準備支援事業【国2/3, 市1/3】(6市)	1,457千円
・一時生活支援事業【国2/3, 市1/3】(2市)	225千円
・家計相談支援事業【国1/2, 市1/2】(5市)	1,442千円
・子どもの学習支援事業【国1/2, 市1/2】(7市)	1,487千円